

随 意 契 約 理 由 書

工事名：梅田井堰地区付帯（６）工事

当該現場では、佐備川に設置された、富田林市西板持地区の農地 3.1ha をかんがいする重要な農業水利施設（梅田井堰）を改修する「梅田井堰地区整備（５）工事」を非出水期（11/15～5/15）に佐備川の全幅において仮締切を行い、工事を進めておりましたが、令和 6 年 2 月、3 月の大雨により突発的な増水が頻発し、仮締切が幾度となく流され、出水期（5/16 以降）までに工事を完了することができなくなりました。

改修した梅田井堰により農業用水を取水する予定でありましたが、かんがい期までに井堰を設置できないことにより、農業用水が取水できず、令和 6 年度の西板持地区の営農に多大なる影響が生じます。そのため、5 月中旬のかんがい用水確保のため、かんがい用ポンプを設置する必要が生じました。

あわせて、現在河川区域内に設置している仮設道路についても、河川の占用許可条件により、出水期までに撤去する必要が生じました。

本工事は、これら当初の想定を超える河川の増水という突発事案により必要となったかんがい用ポンプの設置・撤去・管理及び仮設道路の撤去・設置を行うものです。

本工事について、現在施工中の「梅田井堰地区整備（５）工事」を受注している業者以外が施工した場合、施工区域が河川内に限られ狭小であり、作業ヤードの確保、工事車両の進入及び工程調整等が難しいため、出水期までの仮設道路の撤去やかんがい期までの用水の送水が困難となります。

このため、「梅田井堰地区整備（５）工事」受注者と契約することにより作業ヤードの確保、工事車両の進入及び工程調整等の円滑化が図られ、かんがい期までのかんがい用水の送水や、出水期までの仮設道路撤去が可能となるとともに、準備工等の縮減等、経費の節減が図られます。

以上の理由により、「梅田井堰地区整備（５）工事」を受注しているダイセツ工業から見積書を徴取することとし、その結果が予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号の規定に基づき随意契約を締結するものです。

また、比較見積書については、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号により省略するものとします。